

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年7月17日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人対人援助・スピリチュアルケア研究会

### (2) 代表者の氏名

村田 久行

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区松ヶ崎河原田町6番地1 インペリアル松ヶ崎602号

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、医療、福祉、教育の分野の対人援助専門職に対して、対人援助・スピリチュアルケア（宗教に依らない心のケア）に関する調査研究および教育普及活動、対人援助・スピリチュアルケアに関する助言又は支援・協力に関する事業を行い、対人援助専門職の技術水準の向上、次世代人材の育成を推進し、もって保健、医療又は福祉の増進、社会教育、人権の擁護又は平和の推進、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成26年7月3日

(文化市民局地域自治推進室)